

第 11 回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和 7 年 4 月 3 0 日（水）
午前 9 時 2 4 分から午前 1 0 時 5 6 分
- 2 場 所・・・市役所別館 2 階会議室 4
- 3 出席委員・・・農業委員 1 9 名
農地利用最適化推進委員 1 3 名
- 4 欠席委員・・・なし
- 5 議事
議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 2 号 農地転用事業計画変更申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について
議案第 5 号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:24	議 長	皆さん、おはようございます。ただ今から、第 1 1 回日南市農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席農業委員は 1 9 名、農地利用最適化推進委員は 1 3 名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に 3 番の田端功委員、4 番の金丸勇太委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありますか。

全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料2ページ、議案第2号農地転用事業計画変更申請について、用途等の事業面積の部分、変更前と変更後の文字が反対になっていますので、変更後とあるのを変更前、変更前とあるのを変更後に修正をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました3件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が3件で、受付番号1番、3番は、経営規模拡大のため、受付番号2番は、新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地転用事業計画変更申請につきまして、県知事への申請がありました1件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請内容についてですが、事業面積増加のためとなっております。 次に、総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました11件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が10件で、受付番号1番から4番、6番、8番、9番は植林のため、受付番号5番、10番は、一般個人住宅用地のため、受付番号7番は、駐車場・資材置場用地のためとなっております。使用貸借権が1件で、受付番号11番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に総会資料4ページから11ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、40件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が40件となっております。 次に、総会資料12ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました3件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1

10:10	事務局	番から3番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場は、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、会議室6になります。細田・大窪地区、北郷地区につきましては、別館1階会議室3になります。以上の会場をお願いいたします。 地区別審査の際に、第1回農地パトロールの計画をお願いしたいと思います。その他報告事項の資料の2ページに掲載していますが、毎回、各地区部会とも総会開催日の午後農地パトロールを行って頂いております。6地区が同日に行うとなると事務局、農地相談委員が対応できない地区がございますので、今回は、あらかじめ開催月について割り振りさせていただいております。飢肥・酒谷地区、東郷・鶴戸地区、南郷地区については、5月、吾田・油津地区、細田・大窪地区、北郷地区については、6月でお願いしたいと思っておりますが、都合が悪い場合や総会開催日の午後に行わない場合は、変更していただいても結構です。決定した日程につきましては、その他報告事項の際にご報告いただきますようお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了し、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が完了しましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番につきまして、担当委員より報告願います。
	稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明します。4月23日に譲受人立会いもと、現地調査を行いました。申請地は日南振徳高校を北へ700～800m行った板敷研修センター

10:15	稲 山	から左に1km行くと荒平地区があり、ちょうど道路下になります。現地は以前、杉が立っていましたが、伐採され、重機を入れて畑となっていました。譲受人は杉の穂を植えて、自分の山へ植林するとのことでした。既に200本くらいの穂がさしてありました。また下段の広い農地は、牧草を作付けするとのことでした。日当たりも良く、適していると判断しました。なお譲渡人については、電話にて確認いたしております。よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番につきまして担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番について説明します。4月24日に譲受人立会いのもと現地確認しました。この申請地は、非農地証明願の受付番号12番の申請地に隣接しておりますので、ご承知ください。申請地は旧吉野方小学校より中角地区に行き、県道432号線を約5km行った道路の下になります。譲受人は新規農業者ですが、以前より同地区の叔父さんの農業に携わっていたので、牛の削蹄をしながら、兼業として経営をしたいとのこと。譲渡人は高齢のため規模縮小、離農ということでございます。何ら問題はありません。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番につきまして、担当委員より報告願います。
	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号3番について説明します。申請地について4月25日に譲受人と調査しました。申請地は、潟上小学校の手前の脇本地区の水田地帯の一角にあたります。譲受人は和牛と水稻を行っており、譲渡人は農業をされておられません。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は、原案どおり許可することに決定しました。 次に議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、1件の審議をお願いします。

10:17	議 長	それでは、受付番号1番につきまして、担当委員より報告をお願いします。
	田 端	3番、田端です。受付番号1番について説明します。4月27日に現地調査を行いました。申請地は、譲受人が東九州自動車道の開通に伴い、自動車運送事業を開始するため、令和6年5月に資材置場への転用許可を受けて、その後、事業面積が不足することから、令和6年10月に面積追加による計画変更の承認を受けた土地です。今回の変更申請は、資材と車両のさらなる増加と土地の形状がいびつであることから、周辺農地の所有者との売買契約を合意したため、再び提出された案件です。事業計画の正確性を高くするよう、申請者へ指摘しました。申請地は「都市計画区域」の「工業専用地域」ですので、第3種農地となり、原則許可すべき土地のため、許可相当と判断しました。後でまた5条の申請がありますが、これを含めてご審議をしていただければと思います。よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第2号について、議案に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は、同意することに決定しました。 次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、11件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号1番について説明します。4月27日、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷1区公民館から南へ約200mの山林の一部です。譲受人は林業経営をしており、譲受人の依頼で所有権移転登記を行う際、農地転用許可が必要であることが発覚し、今回の申請になったようです。周囲に影響を与える農地はありません。今後も山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付してあります。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。

	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番について説明します。4月24日に現地確認しております。本申請地付近の申請があとで3件でできますが、同じ倉掛地区ですのでご承知ください。申請地は、県道432号線を飢肥に沿って西へ約1km進んだ永吉交差点より吉野方の方へ約300m進み、橋の手前を右へ倉掛地区に約2km行った道路の左側になります。道路の右側は農地ですが、左側はすべて山林です。譲渡人は規模縮小、譲受人は林業規模拡大ということで、何ら問題ないと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号3番、4番については申請地が隣接しており、内容も類似しているためまとめて説明します。4月28日に譲受人立会いのもと現地調査を行いました。申請地は酒谷地区大谷上で、道の駅酒谷から坂元棚田に向かう途中にある公民館から西側の農道を1km進んだ先に位置します。申請されているのは、受付番号3番の案件が計4筆、約1200㎡、受付番号4番の案件が計5筆、約1400㎡の農地です。いずれの案件も昭和38年頃までは、芋などが栽培されていた畑だったようですが、その後、植林され山林化したとのことです。今回の所有権移転に際し、無断転用が発覚しました。それぞれの譲渡人からは始末書が添付されております。譲受人からは造林計画書が提出されております。周囲に農地もなく現在、適切に管理されております。転用許可は妥当であると思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号5番について説明します。4月28日、譲受人に電話で確認し、譲渡人には確認ができませんでしたので、代理人に電話で確認しました。申請地は、戸高二丁目の重機レンタル会社の南側にあたります。譲受人は、現在アパート住まいで、将来の安定した住生活を送るため、本申請地に住宅を建築する計画です。なお建築にあたっては、土地区画整備事業により道路等が整備されていて、境界線も明確になっている土地です。雨水は市道側溝に流し、生活污水は合併浄化槽に流し浄化して、市道側溝に流す計画となっております。許可妥当と判断しました。以上、ご審議方よろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。

	井上(友)	2番、井上です。受付番号6番について説明します。この案件は先月、取り下げになった案件です。立会い調査の方は、先月に行っています。申請地は星倉にある給食センター手前、左側の水田地帯です。先月、事業変更届が出された隣の水田地帯になります。ここは日当たりが悪く耕作放棄された場所です。譲受人が取得しクヌギを植林し、その後、伐採しシイタケの原木として売却するそうです。以後同じようにクヌギを植林して利用されます。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
	田 端	3番、田端です。受付番号7番の案件について説明します。申請地は、先ほど事業計画変更で説明した場所です。自動車運送事業の事業面積追加にともなう申請です。4月25日に併せて調査しました。譲渡人には電話で確認をしています。申請地にはすでに一部土が埋め立てられた場所があり、会社側と現場の作業者との連絡連携が不足していたとのことで、事務局と県から嚴重に注意され、始末書を提出していただきました。第3種農地となり、原則許可すべき土地のため、許可相当と判断をしました。ご審議方よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号8番、9番について、担当委員より報告願います。
	南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号8番について説明します。4月24日、譲受人立ち会いのもと現地調査をしました。譲渡人には4月24日、電話をしました。連絡が取れていません。申請地は、上限谷地区で上限谷公民館から酒谷方面へ約1km行って右折し、1kmほど行った左奥の谷になります。地目は田ですが、譲渡人が相続した時には、周りが杉に囲まれていたため、杉を植えたとのことです。譲渡人は長崎県佐世保市に住んでおり、管理することができないので売却することにしたそうです。始末書も添付されております。譲受人は林業をされていて地目変更後、植林されるとのことです。周りは杉に囲まれています。 次に受付番号9番について説明します。4月24日、譲受人立ち会いのもと現地調査をしました。譲渡人には4月27日に電話で確認しました。申請地は上限谷地区で、上限谷公民館から酒谷方面へ約500m行って右折し、約500m行った左側にあります。地目は譲渡人が相続した時には隣接地に杉が植えられていたため、杉を植えたとのことです。譲渡人は高齢で管理することができないため、売却することにしたそうです。始末書も添付されています。周りは杉に囲まれており、譲受人は林業をされていて地目変更後、植林されるとのことです。受付番

	南 議 長 谷 元	号 8 番、9 番とも許可妥当と判断しました。ご審議のほどよろしく願います。 続きまして、受付番号 1 0 番、1 1 番について、担当委員より報告願います。 1 番、谷元です。受付番号 1 0 番、1 1 番について説明します。4 月 2 4 日に譲渡人には電話で確認し、譲受人には現地立会いで確認しました。譲渡人の 3 名については、離農者であります。申請地は北郷の旧中学校、現在、運動公園になっていますが、それから左折をして約 1 5 0 m 先の市道に隣接する左側にあります。現状、休耕地であり、申請面積が 5 0 0 m²を上回りますが、市道に接地しており、出入口の玄関と車庫の建設の進入を考慮すると建築構造上必要であり、一部の空間ができた部分については家庭菜園等で活用する意向であります。配置図をみると申請地に対して平行的、斜めの配置になっており、入口の関係通路、車庫から玄関までの距離が必要になってくる、申請面積が 5 4 m²オーバーしますが、これは建築上、仕方がなく許容すべき範囲であると考えます。周辺は全て休耕地の畑で農作物への影響等については考えられず、擁壁や排水設備を設置して隣接地に雨水等が流出しない計画になっております。特に問題はないと判断し、申請面積についても許容範囲と判断をしました。 続いて受付番号 1 1 番について説明します。譲受人、譲渡人については親子です。4 月 2 6 日に立会いで確認しました。申請地は北郷小中学校を通過し、一ノ瀬橋を渡り右折し、宮鶴集落の公民館前を通って約 1 0 0 m の市道に接する所になります。これについては雨水、生活排水は下水に接続し排水して、西側に父親名義の畑がありますが、影響はないよう擁壁や排水設備の設置をして、土砂・雨水等が流出しないよう建築する計画です。特に問題はないと判断いたしました。審議をよろしく願います。以上です。 議 長 ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。 全委員 ありません。 議 長 では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。 全委員 挙手 議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号については、許可相当とすることに決定しました。
--	--------------------------------	--

10:32	議 長	次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、40件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番から3番について担当委員より報告願います。
	稲 山	17番、稲山です。4月23日に現地調査を行いました。申請地は受付番号1、2、3番とも隣接していますので、同時に説明したいと思います。申請者には電話にて確認をしております。申請地は振徳高校より北へ700～800m行った板敷研修センターから東へ約400m行った道路沿いです。3筆隣接しています。すでに早期水稻が植えられていて、管理も十分されていました。中間管理機構を通じての設定ですので、問題はないと判断しました。なお借受予定者については、水稻栽培を手広くされている専業農家です。よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番、5番について担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号4番について説明します。4月24日に現地確認しております。申請地は先ほども言いました倉掛地区を約2km行った道路の右側の田んぼ地帯の一番奥の手前の1筆になります。 続きまして受付番号5番については、申請地は同じく倉掛地区を約700～800m行くと左手の川沿いに耕地整備された田んぼがあり、左手に入った道路の右手の田んぼの1番奥の1筆になります。これは本人が申請して、本人が耕作するそうです。受付番号4番、5番とも中間管理機構絡みですので、何ら問題ないと判断しました。両人とも電話で確認済みです。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号6番について担当委員より報告願います。
	山口(光)	7番、山口です。申請地は、耕作放棄地になっていました。今年の1月22日から借受予定者と貸付人に連絡を取っております。借受予定者が申請地を借りて耕作したいという意向で、それについて事前に色々調べましたが、貸付者の連絡先が分からず、事務局に連絡して貸付者の住所等を調査した結果、鹿児島県国分市に在住されており、電話で連絡が取れました。借受予定者と貸付者と相談しまして今回の中間管理機構の申請になっています。申請地は、飢肥にあるJAのガソリンスタンドから吉野方方面に約150m行ったカーブ横の右側2筆になります。1反ちょっとの土地になります。中間管理機構の契約なので、借受予定者にも確認しました所、間違いはないということでありますので、問題ないと思います。以上です。ご審議方、よろしくお願いします。

	議 長	続きまして、受付番号7番から10番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号7番から10番については隣接した農地のため、まとめて説明します。貸付者および借受予定者に電話で確認の後、4月28日に現地調査を行いました。申請地は酒谷地区秋山で、旧酒谷中学校から道の駅酒谷に向かう途中、約800m進んだ所の西側一帯の水田です。農地中間管理機構の更新案件で現在、適切に管理されており、何ら問題はないかと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号11番から29番について担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号11番から29番について説明します。4月27日に借受予定者立会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷1区下津留地区に広がる農地の一部、酒谷2区中津留地区に広がる農地の一部、酒谷3区上津留地区に広がる農地の一部です。すべて農地の適正に管理がされており、農地バンクの案件で問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号30番から36番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号30番から36番について説明します。30番から35番は殿所地区、36番は益安地区ですので、2ヶ所に分けて説明いたします。両地区とも4月26日、借受予定者立会いのもと現地確認調査を行いました。受付番号30番から35番の申請地は東郷橋から星倉方面に向かう市道の両サイドです。貸付者は5名、12筆です。借受予定者は1名、現況は令和7年度の田植えも終わり、よく管理されていました。 続いて、受付番号36番の申請地は、JA東郷機械センターを過ぎ、福祉作業所を通り高速道路沿いの市道を約100m進み、左に約50m入った所と反対側の約100mの2筆です。この申請地も現況は令和7年度の田植えが終わり、よく管理がされています。7件とも中間管理機構の設定であり、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号37番につきましては、私より報告させていただきます。申請地は、東郷のインターチェンジの工事現場がある東側になります。これは継続案件で、すでに水稻が

10:42	議 長	作付けされておりました。農地中間管理機構の中間管理権の設定ですので、何ら問題はないと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号３８番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	５番、歌津です。受付番号３８番について説明します。現地調査は４月２４日に行いました。申請者には４月２３日に電話で確認をしております。申請地は国道２２０号線、風田の病院の前に横断歩道専用信号機から市道を山側に約３００ｍ行った右手側の３筆になります。貸付者は長く農業はされておらず、今までは相対で貸されていましたが、今回その耕作者と農地中間管理機構との設定をするということで決まったそうです。中間管理権の設定で何も問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号３９番、４０番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号３９番、４０番について説明します。４月２５日、申請者に連絡をして現地調査いたしました。受付番号３９番の申請地は、うどん茶屋から東に３００ｍ行き、北に３００ｍ行った所です。貸付者は高齢になり、奥さんも体調が悪く入院されているということで、中間管理機構にお願いしますということでございました。
		続いて受付番号４０番の申請地は、榎原札ノ尾地区ふれあいセンターから南に５００ｍ行った所です。申請者は高齢で一人暮らし、農地中間管理機構でお願いしますとのことで、問題ないと思います。ご審議方、よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第４号について、同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第４号は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第５号、非農地証明願について、３件の審議をお願いします。

10:45	議 長	それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番、2番について説明します。現地確認を4月24日にしています。申請地は、農地法3条の受付番号2番の申請地に隣接しており、竹、雑木等が密生し、地形も急傾斜で小面積、段々畑ということで農地としての利用は困難と判断し、許可は妥当と思います。 受付番号2番は、先ほど説明しました倉掛地区を約1.8km行った橋の手前50mを右に入り約100m行くと左手に田んぼが広がっております。その一番手前の三角形の田んぼで現在、古参竹の竹林で、この証明は問題ないとの市の担当者に話をした所、ここだけが農振地域・農用地区域に入っていないので、法的には問題ないとのことでした。隣接の土地の持ち主に確認したところ、買い取って農地に復帰する気持ちは、高齢のためありませんということでした。非農地証明をせざるを得ないということです。許可妥当だと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号3番案件を説明します。4月27日、林業を経営されている方の案内で現地を確認しました。申請地は、西弁分日後谷です。市のクリーンセンターの東側向かいの山の中腹にあたります。雑木が茂っており、証明事項の4番に該当いたします。周辺は山林となっております。証明は妥当と判断しました。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。事務局説明をお願いします。

10:56		以上で総会の全てを終了します。
-------	--	-----------------

第11回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

平賀祐史 

署名委員

田端功 

金丸勇太 